ｉ　連結財務諸表規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑲から㉔までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

［⑲～㉔　略］

㉕　四半期財務諸表

［ａ～ｆ　略］

ｇ　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑱ｄに該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載すること。

［㉖～㉙　略］

㉚　中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合には、「１　四半期連結財務諸表」及び「２　その他」を「１　中間連結財務諸表」、「２　その他」、「３　中間財務諸表」及び「４　その他」とし、第五号様式の記載上の注意㉖から㊲までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。

なお、これらに加えて、第２四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「２　その他」（四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第２四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「４　その他」）に記載することができる。

［㉛・㉜　略］

㉝　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

ａ　［略］

ｂ　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（ｃにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

ｉ　連結財務諸表規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑲から㉔までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

［⑲～㉔　同左］

㉕　四半期財務諸表

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑱のｄに該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載すること。

［㉖～㉙　同左］

㉚　中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合には、「１　四半期連結財務諸表」及び「２　その他」を「１　中間連結財務諸表」、「２　その他」、「３　中間財務諸表」及び「４　その他」とし、第五号様式の記載上の注意㉕から㊱までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。

なお、これらに加えて、第２四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「２　その他」（四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第２四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「４　その他」）に記載することができる。

［㉛・㉜　同左］

㉝　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

ａ　［同左］

ｂ　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（ｃにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。